

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示

平成十七年六月一日 文部科学省告示第七十六号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示第一号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第五号の原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定する医療機器は、次のとおりとする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一機械器具の項第十号に掲げる放射性物質診療用器具であって、人の疾病の治療に使用することを目的として、人体内に挿入されたもの（人体内から再び取り出す意図をもたずに挿入されたものであって、よう素百二十五又は金百九十八を装備しているものに限る。）